

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
個人情報保護規程施行規則

平成21年4月1日
規則第1号

改正 平成28年3月11日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程(平成21年規程第8号。以下「規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(保有個人情報保護管理責任者)

第2条 規程第9条の規定による保有個人情報保護管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(申出方法)

第3条 規程第24条の規定による申出書の提出は、保有個人情報(開示・訂正・利用停止)申出書(様式第1号)により、本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)が本人に代わって行うものとする。

- 2 前項の申出書を提出しようとする者は、運転免許証、旅券その他の本人であることを証する書類を提示しなければならない。
- 3 代理人によって第1項にかかる申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面を添付しなければならない。

(決定通知等)

第4条 規程第26条の規定による通知は、次の各号の決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 開示の申出に対する決定 保有個人情報開示可否決定通知書(様式第2号)
- (2) 訂正の申出に対する決定 保有個人情報訂正可否決定通知書(様式第3号)
- (3) 利用停止の申出に対する決定 保有個人情報利用停止可否決定通知書(様式第4号)

2 規程第27条第2項の規定による期間延長の通知は、保有個人情報(開示・訂正・利用停止)可否決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(本人の確認)

第5条 規程第28条第1項の規定により、保有個人情報の開示を受けようとする者は、第3条第2項に規定する本人であることを証する書類及び前条第1項第1号による保有個人情報開示可否決定通知書を提示して本人であることを明らかにしなければならない。

(費用負担の額)

第6条 規程第30条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号の費用の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに設置してある白黒複写機による写しの作成費用 1枚につき10円
 - (2) その他の方法による写しの作成費用 当該写しの作成に要する費用
 - (3) 送付に要する費用 当該送付に要する費用
- 2 前項に規定する費用は、前納とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

保有個人情報（開示・訂正・利用停止）申出書

年 月 日

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターあて

請求者 本人 〒住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 () _____

代理人 〒住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 () _____

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程第24条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の[開示（閲覧・写しの交付）・訂正・利用停止]を申出ます。

保有個人情報の 件名又は内容	
請求の趣旨	

注1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（運転免許証・旅券等）を提出又は提示してください。

2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合には委任状を提出してください。

処 理 欄 (記入不要)	本人等 の 確 認	本人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅費 <input type="checkbox"/> その他 () 代理人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅費 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	件 名 等		受 付 印
	備 考		

保有個人情報開示可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
理事長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示（開示・写しの交付）については、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程第26条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

請求に係る自己情報の 件名		
決定の内容	<input type="checkbox"/> 閲覧できます <input type="checkbox"/> 一部を閲覧できます <input type="checkbox"/> 写しを交付できます <input type="checkbox"/> 一部の写しを交付できます <input type="checkbox"/> 開示できません	
開示しないことと 決定した部分		
開示しない理由	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程第 26条第 項に該当 (理由)	
自己情報の開示 の日時及び場所	日 時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
	場 所	
連絡先	電話番号 ()	

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して異議を申し立てることができます。

注 1 開示を受ける際には、この通知書及び本人又は代理人であることを確認するために必要な書類を提示してください。

注 2 指定された日時の変更を希望されるときには、あらかじめその旨を公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに連絡してください。

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報訂正可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
理事長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程第26条第2項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

請求に係る保有個人情報の件名	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 訂正します <input type="checkbox"/> 一部を訂正します <input type="checkbox"/> 訂正できません
訂正の内容	
訂正する期日	年 月 日
訂正しないことと決定した部分	
訂正しない理由	
連絡先	電話番号（ ）

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して異議を申し立てることができます。

様式第4号（第4条関係）

保有個人情報利用停止可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
理事長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程第26条第3項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

申出に係る保有個人情報の件名	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 利用を停止します <input type="checkbox"/> 利用を停止できません
利用停止の内容	
利用停止の期日	年 月 日
利用停止をしない理由	
連絡先	電話番号（ ）

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して異議を申し立てることができます。

様式第5号（第4条関係）

（保有個人情報 開示・訂正・利用停止）
可否決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
理事長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の[開示（閲覧・写しの交付）・訂正・利用停止]については、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程第27条第2項及び第3項の規定により次のとおり決定する期間を延長しますので通知します。

申出に係る保有個人情報の件名	
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報第27条第 項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長する理由	
連絡先	電話番号 ()